

新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、新潟市障がい者地域自立支援協議会（以下「市協議会」という。）を設置する。
- 2 各行政区における障がい福祉に係る地域課題等を協議するため、区ごとに区障がい者地域自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。区ごとに置く区協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(協議事項)

- 第2条 市協議会及び区協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項に関する協議及び調整を行うものとする。
- (1) 処遇困難事例への対応のあり方に関すること
 - (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
 - (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
 - (4) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保するため運営評価等に関すること
 - (5) 地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題への対応に関すること
 - (6) 障害者計画等の進捗状況の評価及び進行管理に関すること
 - (7) その他協議会が必要と認めること

(構成等)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員で構成する。
- (1) 相談支援事業・障がい福祉サービス事業関係者
 - (2) 保健・医療関係者
 - (3) 教育関係機関担当者
 - (4) 雇用関係機関担当者
 - (5) 地域包括支援センター担当者
 - (6) 社会福祉協議会担当者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 障がい当事者、障がい児の保護者又は障がい者関係団体に属する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 3 市長が必要があると認めるときは、協議会の構成員として特別アドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6条 協議会の各会議は会長が招集し、全体会において会長は、その議長となる。

- 2 会長が特に必要と認めるときは、各会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 市協議会の庶務は、新潟市福祉部障がい福祉課において処理する。

- 2 区協議会の庶務は、当該区協議会が置かれる区の区役所健康福祉課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

- 2 平成21年3月31日以前に任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(会議開催等の経過措置)

- 3 協議会の会長及び副会長が定まるまでの間は、第6条第1項及び第2項の会長の職務は、障がい福祉課長が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

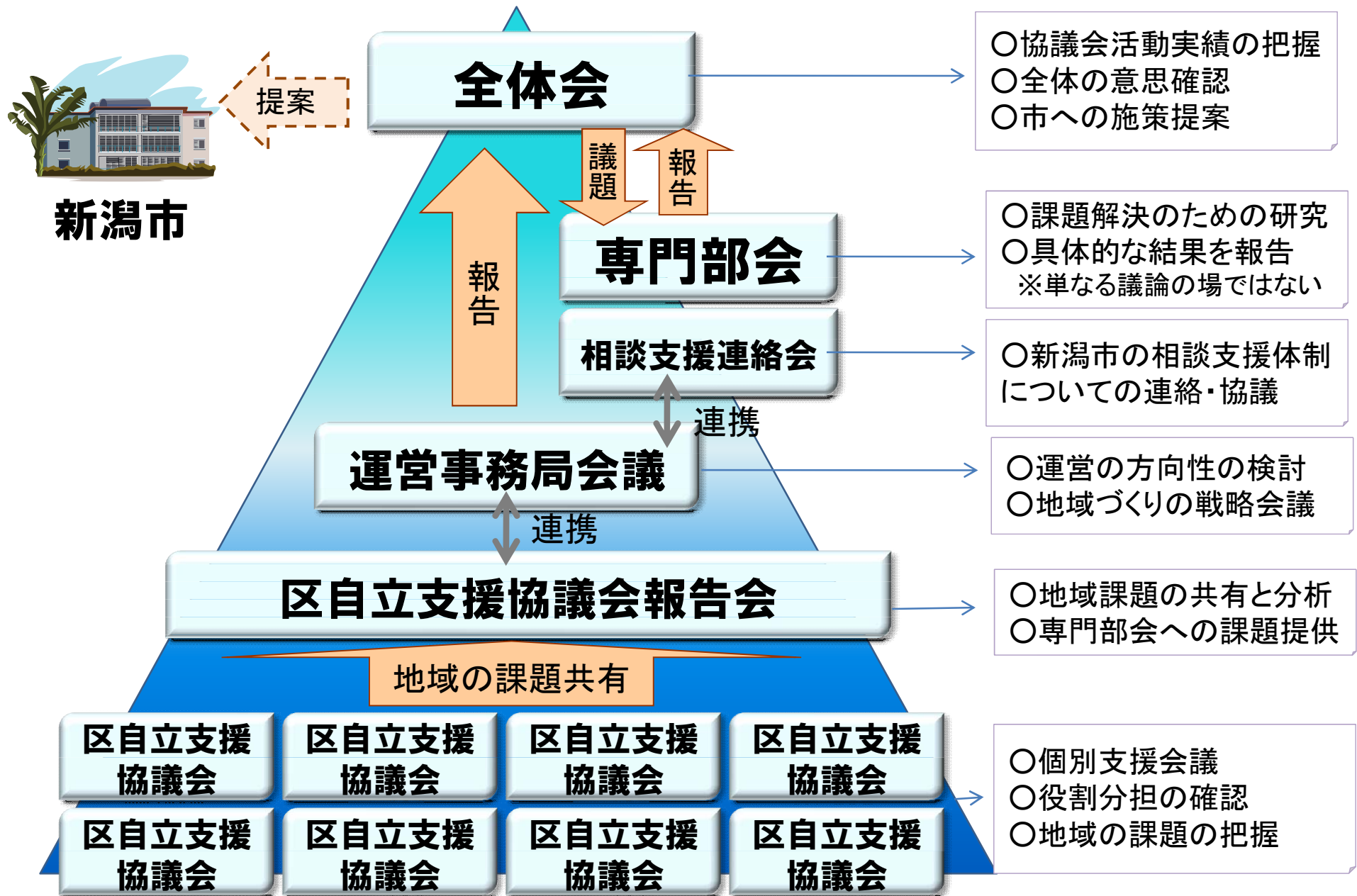
(委員の任期の経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前に任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

別表(第1条関係)

名称
北区障がい者地域自立支援協議会
東区障がい者地域自立支援協議会
中央区障がい者地域自立支援協議会
江南区障がい者地域自立支援協議会
秋葉区障がい者地域自立支援協議会
南区障がい者地域自立支援協議会
西区障がい者地域自立支援協議会
西蒲区障がい者地域自立支援協議会

新潟市障がい者地域自立支援協議会の組織図



全体会について

※概ね6か月に1回の開催を想定

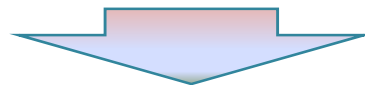
全体会の役割

《活動実績の確認》

運営事務局会議から、地域課題の解決策とその進捗状況等を報告を受け、協議会全体の活動内容を確認する。全体の方向性の確認を行い、意思確認をする。

《市への施策提案》

活動実績に通じ、必要に応じて市への施策提案(予算化や要綱制定, 仕組みの構築等)を行う。



○全体会は、協議会運営の総括である。

○協議会の共通の目的を常に意識し、協調性を持って参加する。

構成メンバー

(委員)教育関係機関, 雇用関係機関, 医療関係機関, 障害福祉サービス事業者
(オブザーバー等)相談支援事業者, 発達障がい支援センターJOIN, 児童相談所, 教育委員会,
こころの健康センター, 各区障がい福祉係, ケースワーカー, 障がい福祉課
※ その他, 当事者等の参加について今後検討する

事務局

障がい福祉課

(参考)これまでの全体会の議事

第1回(平成20年3月18日)

- ・新潟市の障がい福祉施策の平成20年度予算(案)概要について
- ・市町村相談支援機能強化事業の事業計画の策定について
- ・連絡調整会議の報告

第2回(平成20年9月19日)

- ・移動支援部会の設置について
- ・連絡調整会議の報告

第3回(平成21年3月27日)

- ・平成21年度当初予算主な事業について
- ・新潟市障がい福祉計画について
- ・移動支援部会の報告
- ・連絡調整会議の報告
- ・部会の設置について
- ・平成21年度の運営体制について

第4回(平成21年9月18日)

- ・こども部会・権利擁護部会について
- ・連絡調整会議の報告
- ・発達障がい支援センターの開設について
- ・移動支援部会の報告

第5回(平成22年3月29日)

- ・主要事業実施状況と今後の展開予定
- ・こども部会の報告
- ・連絡調整会議の報告
- ・移動支援部会最終報告を受けての制度見直しについて
- ・新潟市障がい者地域自立支援協議会の再編について

第6回(平成22年10月4日)

- ・新潟市障がい者地域自立支援協議会のこれまでの活動報告
- ・各区障がい者地域自立支援協議会の報告
- ・こども部会の報告
- ・権利擁護部会の報告
- ・相談支援連絡会の報告

第7回(平成23年10月6日)

- ・各区障がい者地域自立支援協議会の報告
- ・こども部会の報告
- ・重症心身障がい児(者)ワーキングの報告
- ・権利擁護部会の報告
- ・支給決定基準検討ワーキングの報告
- ・相談支援連絡会の報告
- ・施策推進協議会との連携について
- ・地域主権一括法による権限移譲について
- ・新潟市障がい者地域自立支援協議会の再編について

第8回(平成24年3月28日)

- ・こども部会の報告
- ・運営事務局会議からの報告
- ・特別支援学校の進路検討部会(仮称)について
- ・緊急時の夜間支援の課題について
- ・地域移行支援推進会議(仮称)について
- ・平成24年度予算の概要について
- ・第2次新潟市障がい者計画及び第3期新潟市障がい福祉計画の報告